

## 大阪市水道局庁舎の管理に関する要綱

制 定 令和 7 年 12 月 22 日局長決

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、大阪市水道局庁舎管理規程（昭和 62 年大阪市水道事業管理規程第 1 号。以下「管理規程」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語は、管理規程において使用する用語の例による。

(管理規程第 3 条の 2 の規定による報告及び措置)

第 3 条 各庁舎における所管課長等は、所管業務の運営又は所管の事務若しくは事業に関し次の各号のいずれかに該当するときは、当該庁舎における庁舎管理者に管理規程第 3 条の 2 第 2 項に規定する事務室の管理に関する報告をするものとする。

- (1) 当該所管課長等が専用する事務室において管理規程第 6 条第 1 項各号に掲げる行為が行われるとき。
- (2) 事務室において管理規程第 8 条各号に掲げる行為が行われる可能性があるとき。
- (3) その他事務室の保全及び秩序の維持並びに事務室における所管業務の円滑かつ適正な遂行を妨げる事態又はそのおそれのある事態（以下「要対処事態」という。）が生じたとき。

2 所管課長等は、管理規程第 3 条の 2 に規定する庁舎管理者からの求めにより庁舎の管理上必要な措置として、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 要対処事態が生じたときは、その状況に応じ、次に掲げる事務を行うこと。

ア 所管課等の所属員に対し、要対処事態に対処するために必要な指示をすること。

イ 次に掲げるものに該当する場合、庁舎管理者に対し、要対処事態への対処に関し必要な報告をすること。

(ア) 要対処事態が生じるまでの事実経過及び要対処事態に対処するためにとる措置の内容

(イ) 警察又は消防機関に出動要請をしたときは、その旨

(ウ) 要対処事態が当該所管課以外の所管課に及ぶおそれのあるときは、その旨及び理由

ウ 警察署、消防署その他の関係機関に対する通報その他の報告及び要対処事態への対処についてのこれらの関係機関との連絡調整をすること。

エ 事務室内の異常の有無の確認、点検等をすること。

オ 来庁者、職員等の安全を確保し、避難誘導をすること。

- (2) 前号に掲げるもののほか、次に掲げる事務を行う。

ア 所管業務の運営又は所管の事務若しくは事業に関し、庁舎の保全及び秩序の維持を図り公務の円滑かつ適正な遂行を確保する上で庁舎管理者が必要と認める事態が生じたときは庁舎管理者に必要な報告をし、必要な手続又は措置をとること。

イ 執務時間外及び所管課等の所属員の最終退庁時の事務室の施錠及び消灯並びに執務時間中の会議室、倉庫等常時使用しない事務室の施設の施錠及び消灯を徹底すること。

- ウ 管理規程第5条の規定に基づき、所管課等の所属員に、事務室に出入りしようとする者に対し、その氏名及び出入りの目的その他必要と認める事項を質問させること。
- エ 前項の規定による報告をし、必要な手続又は措置をとること。
- オ 事務室内の整理整頓を徹底すること。
- カ 緊急時の連絡体制を整備すること。
- キ その他事務室の保全及び秩序の維持並びに事務室における所管業務の円滑かつ適正な遂行のために必要と認める事務を行うこと。

(管理規程第6条第1項第7号の規定により局長が定める行為)

第4条 管理規程第6条第1項第7号に規定する庁舎等の管理上支障を及ぼすおそれのある行為で局長が定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 庁舎等においてロケーションをすること。
- (2) 庁舎内を撮影すること。
- (3) 自動車駐車場の所定の場所以外の場所での車両の駐車又は停車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動車の当該緊急用務のためのものを除く。)

(管理規程第6条第1項第1号から第5号及び第7号に掲げる行為の許可に関する手続)

第5条 管理規程第6条第1項第1号から第5号及び第7号に掲げる行為の許可を受けようとするものは、庁舎管理者が定める行為許可申請書に所定の事項を記入し、当該許可に係る行為をする日の3開庁日前までに庁舎管理者等に提出しなければならない。

- 2 庁舎管理者等は、前項の規定により行為許可申請書が提出された場合において、申請に係る行為を許可するときは許可書を、許可しないときは不許可決定通知書を申請者に交付するものとする。
- 3 庁舎管理者等は、管理規程第6条第1項第1号から第5号及び第7号に掲げる行為について、同項の規定による許可以外に法令、その他の規程の規定による許可を受ける必要がある場合その他の特別な事情がある場合において、庁舎の保全及び秩序の維持並びに公務の円滑かつ適正な遂行に支障がないと認めるときは、前2項の規定にかかわらず、これらの規定を適用せず、管理規程第6条第1項の規定による許可に関する手続を別に定めることができるものとする。

(細目的事項)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、各庁舎管理者が定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、令和8年1月1日から施行する。